

太田市乳児等通園支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、太田市乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、利用日時点において0歳6か月から満3歳未満の児童のうち、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 太田市内に居住し、かつ、住民登録を有している児童
- (2) 企業主導型保育事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを設置する者が国の定める基準に基づき保育を実施する事業所）に在籍していない児童
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項に規定する認定を受けていない児童

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、事業の実施について、法第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた市内に所在する保育所、認定こども園、私立幼稚園又は地域型保育事業所を設置する者に委託することができる。

3 前項の委託を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、事業の認可を受けた施設において事業を実施するものとする。

(実施方法)

第4条 実施方法については、太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年太田市条例第37号。以下「条例」という。）第21条に定める一般型乳児等通園支援事業又は余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するものとする。

(利用時間)

第5条 事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）の1月あたりの利用時間は10時間を上限とする。なお、未利用時間を翌月以降に繰り越すことはできない。

2 事業の利用の単位は、1時間とする。

3 事業実施者は、利用児童の利用時間の管理を行わなければならない。

(開設日、開設時間及び利用定員等)

第6条 開設日、開設時間及び利用定員は、事業実施者がニーズや受入体制に鑑み適切に設定しなければならない。

2 事業実施者は、前項の規定により開設日、開設時間、利用定員及び給食の提供の有無等のサービス内容をあらかじめ明示しておかなければならぬ。

(利用申請等)

第7条 事業の利用を希望する児童の保護者は、本事業の利用の申請（以下「利用申請」という。）を、市長が指定するシステム（以下「電子申請システム」という。）に申請事項を入力して送信する方法により、市長に申請しなければならない。

2 前項の利用申請は、市長が特に必要と認めるときは、書面により行うことができる。

3 市長は、前2項の規定により利用申請があったときは、その内容を審査し、利用認定の可否を決定し、その結果を国が運用する総合支援システムにより通知するものとする。

4 前項の通知は、市長が特に必要と認めるときは、書面の送付その他適切な方法により通知することができる。

5 市長は、前各項の審査に関し必要があると認めるときは、関係機関に照会し、又は公簿等を閲覧して、申請内容等を確認することができる。

(届出等)

第8条 前条第3項の規定により利用認定を受けた児童の保護者（以下「利用保護者」という。）は、その通知の日以後に申請の内容に変更が生じたとき又は利用認定を取り下げるときは、電子申請システムにより市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合で必要があると認めたとき又は公簿等により認定の内容に変更があったことを確認したときは、認定の内容を変更し、又は利用認定を取消すことができる。

3 前項の規定により変更又は取消しを行った場合、市長は、利用保護者に通知するものとする。

(事前面談)

第9条 利用保護者が初めて利用する事業所においては、利用保護者は、利用開始前までに事業実施者と事前面談を行うこととする。

(利用手続)

第10条 利用保護者は、前条に規定する事前面談の結果、事業の利用が可能と判断されたことをもって、利用希望日の予約を行うことができる。

(利用者負担額等)

第11条 事業実施者は、事業を実施するために必要な経費の一部(以下「利用者負担額」という。)及び本事業の利用に係る費用の実費相当額を利用保護者から徴収することができる。

2 利用者負担額は、対象児童1人につき1時間あたり300円を標準とし、事業実施者が設定する。

3 給食費、おやつ代その他保育教材費等の実費相当額については、利用保護者の同意を得たうえで、事業実施者において定めた金額を徴収する。

(利用者負担額の減免)

第12条 別表第1に掲げる利用者負担減免額については、同表各項に規定する額を上限とし、1時間当たりの利用料から減額するものとする。

2 別表第1に定める世帯に属する利用保護者が、利用料について減免を受けようとする場合は、自らが別表第1に定める世帯に属する者であることを証明する書類を添付した上で、電子申請システムにより申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が公簿等により、当該利用保護者が別表第1に定める世帯に属することにつき確認ができる、かつ、当該利用保護者がその確認を行うことに同意している場合は、書類の添付は要しない。

3 市長は、減免決定後に利用保護者が別表第1に定める世帯に属さなくなったと認めるときは、当該決定を取消すことができる。

(補助金)

第13条 市長は、太田市補助金等に関する規則(平成17年太田市規則第76号)により、事業実施者に対し、第15条の報告に基づき、別表第2に従い補助金を支払うものとする。ただし、補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して当該実支出額の方が少ない場合は、この金額を支払うものとする。

(キャンセルの取扱い)

第14条 利用のキャンセルがあった場合、利用当日のキャンセルのみ補助金の支払いの対象とすることを可能とする。ただし、当該補助金の支払いの対象とした利用時間については、利用したものとみなし、利用者の利用可能時間から減算を行う。

(実績報告)

第15条 事業実施者は、毎月の事業の利用状況について、当該事業年度末にまとめて市長に報告するものとする。

2 市長は、必要に応じて事業実施者に対して、事業に関する報告を求めることができる。

(事業実施者の留意事項)

第16条 事業実施者は、事業実施に当たって次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用当日に、通園がない場合には、利用児童の状況の確認をすること。
- (2) 法第6条の3第5項に定める要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合は、関係機関に情報を共有するとともに、相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- (3) 給食の提供については、事業実施者の判断とするが、利用保護者に提供の有無が分かるように周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など適切な実施に留意しなければならない。給食費の実費負担については、事業実施者において定めた金額を徴収すること。
- (4) 利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該利用児童の受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により本事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。

(帳簿)

第17条 事業実施者は、利用児童の状態を記録した帳簿その他補助金等の支払いの根拠資料等の帳簿について、当該事業を実施した会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 事業に携わる者は、その業務上知り得た利用児童又はその家族の個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた事業実施者については、第17条及び第18条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第12条関係）

世帯区分	利用者負担減免額
1 生活保護法による被保護世帯	児童一人当たり1時間300円
2 市町村民税非課税世帯	児童一人当たり1時間240円
3 市町村民税所得割合算額が 77,101円未満である世帯	児童一人当たり1時間210円
4 要支援児童又は要保護児童の いる世帯その他市が特に支援が 必要と認めた世帯	児童一人当たり1時間150円

備考

- (1) 1の項に定める世帯は、本事業を利用する日において生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受給している世帯とする。
- (2) 2の項に定める世帯は、当該年度分の市町村民税が課されない者のみで構成される世帯とする。
- (3) 3の項に定める世帯は、当該世帯に属する者に係る市町村民税所得割合計額が7万7,101円未満である世帯とする。
- (4) 4の項に定める世帯は、法第25条の2第1項に定める要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童若しくは法第6条の3第8項に定める要保護児童が属する世帯又は特に支援が必要であると市長が認めた世帯とする。

別表第2（第13条関係）

補助対象経費	補助基準額		補助率	
報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬	1 基本分	年齢 0歳児 1歳児 2歳児	補助基準額 (児童一人1時間当たり) 1,300円 1,100円 900円	10分の10

※当日キャンセルについては、予約した利用時間分を実際の利用可能時間から減算した場合に限り、補助対象とする。

2 加算分

費、手数料)、 委託料、備品 購入費、使用 料及び賃借 料、扶助費	障がい児加算 児童一人1時間当たり 400円 3 減免した利用料 第12条により減免した利用料	
-----------------------------------------------	----------------------------------------------------------	--

備考 障がい児とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する児童をいう。

- ア 特別児童扶養手当の支給対象となっている者
- イ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ウ 障害児通所支援事業所への通所受給者証の交付を受けている者
- エ 医師による診断書又は巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見書、コンサルテーションの相談記録等により障がいの事実が把握可能な者